

序 文

稗 貴 俊 文

第8回東アジア法哲学会（理事長：今井弘道・浙江大學法学院教授）が、2012年3月17日（土）、18日（日）の二日間にわたって、台湾の政治大学（台北）の総合院館において開催された。「ポスト継承時代の東アジア法文化」という統一テーマのもとで、この学会には、中国や韓国、日本のほか、多くの国から法学者が参加した。東アジア経済法を研究している私たちも、主催者から、欧米の競争法の継承と東アジアの競争文化について二つのセッションを設けることを承認して頂き、以下のようなプログラムでシンポジウムを行なった。

2012年3月17日

セッション1 「東アジアにおける競争法の社会的、政治的及び国際的な決定要因」

司会

上海華東政法大学 林 燕萍 教授

報告

栗田 誠「国際的脈絡における日本の独占禁止法

——一日米構造問題協議以降の発展の功罪—」

王 晓暉「中国反壟斷法の施行3年と法治国家」

朱 舜埴「韓国における経済法制定の要因分析

——1980年独占規制および公正取引に関する法律の制定」

黃 銘傑「The Past and Future of Fair Trade Act of Taiwan」

コメント

名古屋大学 川島富士雄
浙江理工大学 王 健

2012年3月18日

セッション2 「東アジア各国の競争法の制定後の競争文化の定着」

司会

韓国 延世大學 法科大学院院長 申 鉉允 教授

報告

徐 士英「東アジアの競争文化と競争法の実施」
稗貫俊文「日本の行政機関における競争文化の欠如
－公共入札談合を例として－」
李 湖暎「韓国競争法の課題：経済不況と競争政策」
顏 廷棟「台湾の公平交易法と競争文化について」

コメント

同志社大學 濑頴慎吾
高麗大学 柳 珍熙

二つのセッションは東アジア法哲学会の統一テーマである「ポスト継受時代の東アジア法文化」を受けて、それに経済法の課題を対応させたものである。本特集は、この経済法の二つのセッションについての報告と議論を掲載するものである。

本大会の経済法のセッションの報告とコメントを掲載するに当たり、各國の競争法の状況を概観して、本シンポジウムの課題を明らかにしておこう。

第1セッションは東アジア競争法の制定と改正の要因を扱うものであった。韓国の競争法は昨年の2011年で制定30周年を迎えた。制定時には、韓国の財閥による産業の独占寡占化がもたらす経済格差への不満が国民の間に鬱積していた。公正去來法の制定はこの不満を政治的に抑えるために行われ、韓国財閥の規制を一つの特徴とするものであった。1997年のアジア通貨危機のときに、IMFの介入の下、金大中大統領の主導で行われた産業構造改革が公正去來法の運用対象たる産業環境を大きく変化させた。

今日、1981年の韓国の公正去來法の制定から今日までの歩みを振り返ることは時宜にかなっているであろう。

台湾の公正交易法は、今年で制定15周年を迎え、公正交易委員会において様々な公式行事が予定されているという。台湾の公正交易法は米国との通商摩擦を背景に制定されたものである。韓国の財閥のような国民経済に強い影響を及ぼす企業グループが存在せず、中小企業が多いという台湾経済において公正交易法が果たす役割や課題は何であったか。それが果たす今日的な役割について、この時点で、明らかにすることは有益であろう。

日本の独禁法は、1947年に、反トラスト法を専門とする米国の法律家たちの強い影響下で制定された。その後、日本がサンフランシスコ講和条約を結んで独立を果たして以降の昭和28年の独禁法改正や、昭和52年の独禁法改正は、日本の国内の社会経済的事情を背景とする改正であった。しかし、1989-90年の日米構造問題協議以降の独禁法改正は、ふたたび、米国の政治的な影響下で行われたといってよい。すなわち、1988年貿易通商法スーパー301条により不公正貿易慣行に対して一方的に制裁措置をとるという米国政府の圧力のもとで、日本の市場開放要求の一環として独禁法の改正の要求が行われた。これによって日本の独禁法の執行力は格段と強化されたが、改正の在り方には批判があるところである。日米構造問題協議以降、今日まで多くの改正が連続して行われた。そのなかで、大きな改正は課徴金制度の強化改正を含む平成17年改正と平成21年改正であった。それらは米国の影響によるものと単純に言うことはできず、改正の内容も将来の公取委の在り方を左右するような改革があり、その歴史的評価は難しいところがある。しかし、今日の段階で、日米構造問題協議とその後の改正の評価を行っておくことは大きな意義があるであろう。

中国は、2007年に反壟断法を制定し、2008年に施行してまだ日は浅い。しかし、制定の過程は相当の時間をかけており、その過程においては、中国経済の改革開放以来の国内的要因が大きく作用している。それとともに、中国における競争法の制定の動きには外国政府や国際機関の政治的な影響もあるとされている。制定された反壟断法の内容は欧州共同体の競争法の継承と見ることができる。制定前後の経過とともに今日の反壟断法の運用の実態と課題を振り返っておくことは有益であろう。

第2セッションは競争法の制定と改正に関連する東アジアの法文化の

課題を扱った。東アジアでは、市場における自由な競争が国民一般に利益（公共の利益）をもたらすという了解を共有するような伝統文化（競争文化）は存在しない。そのようななかで、韓国を例にとれば、政府主導の産業振興による経済成長が優先され、国民の間の経済的な格差が拡大して国民の不満が高まり、それが競争法を制定する政治的環境を生み出したとすれば、競争法を制定する政治的な環境は制定される競争法の内容に影響するだろう。欧米の競争法の規制行為のモデルに、韓国に特有の財閥規制が追加されたのはこのような事情によるのであろう。

これを一般化して言えば、政府主導の産業政策により形成された独・寡占体制に国民が反感をもつことは公正な取引や公正な競争の要求に直接的に結びつき、また一般集中規制など独自の独占・寡占規制の要求に結びつきやすい。欧米の競争法を継受するときに、カルテル規制や独占力の濫用規制（または独占行為の規制）、あるいは市場集中の規制が市場における自由な競争を確保する標準的な規制モデルとして継受されるが、さらに一般集中規制や行政独占の規制のような独自の規制が追加されるのはこのような事情によるのであろう。このような傾向は、さらに、市場における自由な競争を確保するために行われる独占行為などの規制が不公正な取引の規制に変質する可能性も含んでいる。東アジア地域の競争法は、欧米の競争法のスタンダードを取り入れながらも、東アジアに独自に地域的に形成された基準や、市場の有効な競争を制限する行為の規制を不公正取引に変質させるような運用も含まれてくる。東アジアの競争法におけるこのような多様性は認められてよい。第2セッションの課題として、欧米の競争法をスタンダードにする競争法の制定と運用が東アジアでどのように変質し、逆に、継受した競争法の運用の中で市場における自由な競争への関心を育むような動きが存在したか、ということを競争文化の伝統的な欠如という観点から検討することにした。

本誌の特集では、プログラムで示された報告と議論のほかに、当日の会場からの発言として栗田誠教授の徐士寛教授の報告に対する意見や、川島富士雄教授のコメントに対する王晓暉教授の回答を掲載した。また大会終了後にシンポジウム全体についてのコメントをメールで寄せてくださった今井弘道教授、林秀弥准教授の原稿を第3部として掲載した。他方、上記のプログラムにある台湾大学の黄銘傑教授の報告や高麗大学の柳珍熙

教授のコメントは、電子スライド（PPT）によるものであったことから、残念ながら本誌に掲載できなかった。黄銘傑教授の報告によれば、台湾の公正交易法は、公正交易委員会の前身が物価の監視官庁であったことから、これまで消費者のための価格濫用規制が柱のひとつになり、それに中小規模企業を擁護する法運用が規制の主流であるという。現在も公正交易委員会は価格監視機関のような役割を果たしているという。黄銘傑教授は、それを競争法の土着化（Localization）と呼び、台湾の公正交易法は土着化（価格規制のほか不正競争の規制）と国際標準化（課徴金のリニエンシーの導入など）の間を揺れ動いており、そこに東アジアの他の地域の競争法とは異なる特徴があるという。しかし、公正交易委員会は、価格監視機関のような役割を次第に脱却しつつあるということであった。